

環境コミュニケーションの 更なる広がりを目指して

～ 環境配慮促進法について～



環境配慮促進法の背景

事業者の役割

今日の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムでは、我々の日常生活や通常の事業活動から生じる環境負荷が、資源の採取、ゴミの廃棄等の形で自然環境に対して大きな負荷を与えています。

こうした中で、経済活動の枢要な部分を占める事業者には大きな期待が寄せられています。

経済のグローバル化によって事業者の活動領域が広がる中、事業活動が環境に与える影響も地球規模で拡大していくおそれがあります。一方で、事業者は、環境保全のための新たな技術の開発や、環境に配慮した製品設計の実施、製品の流通方式における工夫などにより、製造の段階はもとより、消費や廃棄のあらゆる段階における環境負荷の低減にも寄与することができるのです。

社会や市場からの要請の高まり

近年、事業活動と環境との関わりの増大を背景に、事業者の環境保全活動に対する国民の期待が高まってきました。市場のグリーン化（下図参照）も様々な局面で広がりつつあります。事業者が自らの事業戦略の中核に環境配慮を位置付け、規制遵守にとどまらないさらなる自主的な環境配慮に、創意工夫を生かして取り組む重要性が高まっています。

さまざまな形で進む 市場のグリーン化

消費者市場の グリーン化

「グリーン購入」（環境配慮型製品・サービスの購入）の拡大

資本市場の グリーン化

環境面も含めた企業の社会的責任を考慮した投資行動の拡大

ex. 環境配慮型融資、社会的責任投資

サプライチェーン 市場のグリーン化

原材料や取引先を選定する際に、製品や相手方企業の環境配慮度を考慮する企業の増加



事業者の取組の進展

環境配慮の具体的な取組として、我が国では、環境報告書、環境ラベリング、環境パフォーマンス評価、環境会計、ライフサイクル・アセスメント、環境マネジメントシステム、環境適合設計等に取り組む事業者が着実に増加しつつあります。これらはいずれも、事業活動における環境への負荷を把握・評価し、時にはステークホルダーの理解と協力を得ながら、その削減のための対策を進める有効な手法となっています。

環境報告書



環境に配慮した製品・サービス

環境配慮促進法()とは

()正式名称は「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(平成16年法律第77号)

こうした流れを背景として、環境配慮促進法が制定されました。この法律は、事業者とさまざまな関係者との間の重要なコミュニケーション手段である環境報告書の普及促進、信頼性向上のための制度的枠組みを整備し、環境報告書を社会全体として積極的に活用していくことで、事業者の積極的な環境配慮の取組を促進するための条件整備を行おうとするものです。

環境配慮促進法は、環境報告書の普及促進と信頼性向上のための制度的枠組みの整備や一定の公的法人(特定事業者)に対する環境報告書の作成・公表の義務付け等について規定しています。これらの措置によって、国民や事業者が投資や商品購入を行う際に、事業者の環境への配慮の状況を考慮するように促し、事業者の自主的な環境配慮の取組を促進することをねらいとしています。

環境報告書とは

環境報告書とは、事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷の状況や環境配慮の取組などの環境情報を総合的に取りまとめて公表する年次報告書です。環境面で企業を評価する動きが広がっていることを受けて、大企業を中心に環境報告書作成・公表の取組が進んでいます。

環境コミュニケーション・企業評価(外部機能)

(企業にとって)

社会からの適正な評価を受けるために必要
社会的な説明責任の履行する手段として必要

(社会にとって)

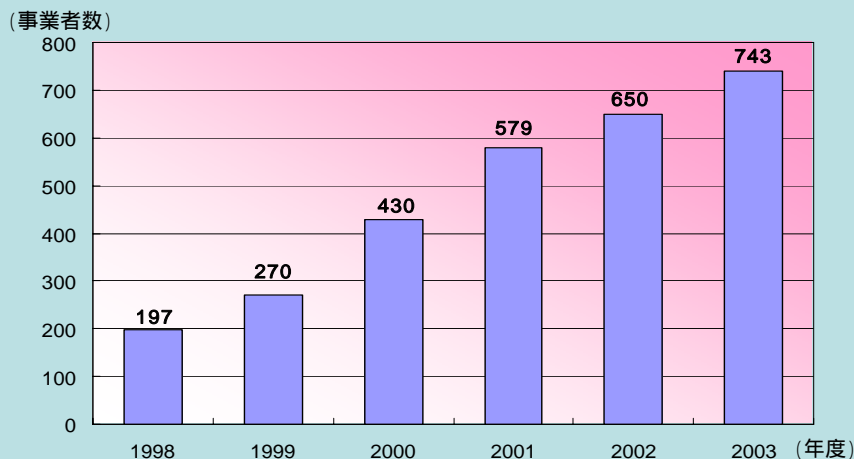
プレッジ・アンド・レビュー効果(誓約と再検討)
社会全体の認識の拡大
企業努力と社会評価の相乗効果

環境報告書に期待される機能と効果

事業者自身の環境保全活動(内部機能)

経営者、従業員の意識の高まり
企業の環境マネジメントシステムの見直し
ツール

環境報告書の普及状況



環境にやさしい企業行動調査(環境省)より作成

「循環型社会形成推進基本計画」(平成15年3月閣議決定)における目標

環境報告書を公表する企業の割合を平成22年度までに
上場企業の50%、非上場企業(従業員500人以上)の30%に!

国による推進施策

～ 環境配慮促進法の円滑な施行のために

環境配慮等の状況の公表(第6条関係)

毎年度、環境政策の実施状況や事業の実施における環境負荷の程度等を公表します。

事業者(特定事業者、大企業等)に対する環境報告書作成の支援(第9条関係)

特定事業者、民間事業者に対し、随時説明会等を開催していきます。

環境報告書の信頼性向上のための検討(第10条関係)

環境報告書の信頼性を向上させるための第三者審査や自己評価のあり方を検討していきます。

中小企業者に対する情報提供ツールの提供・支援(第11条関係)

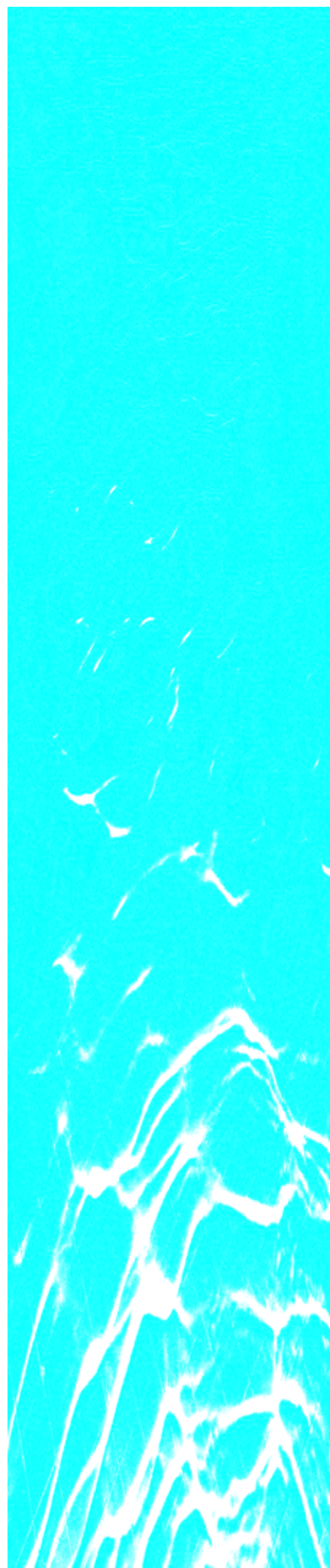
環境配慮の取組状況を簡易な方法で公表することができる中小企業向けプログラム「エコアクション21」の普及促進を図ります。

環境報告書の利用の促進(第13条関係)

環境報告書の利用の促進を図るため、環境報告書の収集、整理、閲覧の業務を行う民間団体について情報提供を行います。また、環境報告書データベースの整備、環境報告書に関する専門家の育成支援、金融機関を対象とした情報提供や意見交換の推進などを進めていきます。

投資や購買における環境情報の利用の促進(第13条関係)

事業者や国民が投資や購買に当たって環境情報を勘案することを促進するため、社会的責任投資や環境ラベル制度等についても情報提供、事業者や国民に対する普及啓発などを行います。



環境配慮促進法の骨子

1. 総則(目的・国等の責務) (第1条～第5条)

この法律は、事業活動に係る「環境配慮等の状況」に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにし、特定事業者による環境報告書の作成・公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境保全についての配慮が適切になされることを確保しようとするものです。



「環境配慮等の状況」とは、具体的にどんな状況のことですか？

事業活動に伴う環境負荷の低減といった環境配慮の取組や、環境負荷を生じさせる活動など、環境に関連する活動の状況のことです。



事業者や国民には、どんな責務があるのでしょうか。

事業者は、自らの事業活動に関し、環境情報の提供を行うように努める責務があります。また、国民も事業者も、投融资や製品・サービスの購入にあたっては、環境情報を助産するように努める責務があります。

2. 国等による環境配慮等の状況の公表 (第6条～第7条)

国は、各機関ごとに、毎年度の環境配慮等の状況を公表します。地方公共団体は、毎年度の環境配慮等の状況を公表するように努めます。

3. 事業活動に係る環境配慮等の状況の公表 (第8条～第11条)

環境報告書の記載事項等 (第8条)

主務大臣は、事業者、学識経験者等による協議会等の意見を聴いて、環境報告書の「記載事項等」を定めます。

環境報告書の公表等(特定事業者) (第9条)

特定事業者は環境報告書を作成し、毎年度公表します。特定事業者は記載事項等に従って環境報告書を作成するように努めるほか、自己評価を行うこと又は第三者審査を受けること等によりその信頼性を高めるように努めます。

* 特定事業者 = 特別の法律によって設立された法人のうち、国の事務又は事業との関連性の程度、組織の態様、環境負荷の程度、事業活動の規模等の事情を助産して政令で定める法人を指します。平成17年4月現在では、91の法人が特定事業者に指定されています(環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令(平成17年政令第42号))。

環境報告書の審査における遵守事項 (第10条)

環境報告書の審査を行う者は、独立した立場において審査を行うよう努めるとともに、審査の公正かつ確かな実施を確保するために、必要な体制整備等を図るように努めます。

環境報告書の公表等(民間の事業者) (第11条)

大企業者は、環境配慮等の状況の公表を行うように努めるとともに、記載事項等に留意して環境報告書を作成すること等により、作成した環境報告書等の信頼性を高めるように努めます。国は、中小企業者に対して環境配慮の状況の公表の方法に関する情報を提供します。



「環境報告書の記載事項等」とはどのようなものですか。

環境報告書の記載事項等は、環境報告書に最低限必要と考えられる内容と記載方法を定めたものです。環境配慮促進法第8条第1項の規定に基づいて、環境報告書に記載すべき事項及び記載の方法が定められています。(このパンフレットに概要を示していますのでご参照ください。)



なぜ、特定事業者に環境報告書の作成・公表を義務付けるのですか。

国に準じた公的事业を行う法人については、事業活動に環境配慮の不足がないよう、率先した取組が必要です。また、環境報告書の普及を図る観点からも、いわば“モデル”として率先して、環境報告書を作成・公表していただくこととしています。



環境報告書の審査とはどんなものですか。

実務上では、監査法人の子会社やISO審査機関等が環境報告書の記載内容の正確性等を審査する事例の他、NGO・有識者等が取組について講評する取組があります。



民間企業には環境報告書の作成・公表を義務付けられないのですか。

事業者の創意工夫によって行われるべき環境報告書の作成・公表が形式的なものとならないように、この法律では国の関与を最小限とし、事業者の自主性が最大限活かされるような形としました。そのため、大企業は環境配慮等の状況の公表を行うように努めることとされ、中小企業については、国が支援を行うことが規定されています。

4. 環境情報の利用の促進等(第13条)

環境報告書の記載事項等（概要）

事業活動に係る環境配慮の方針等

環境配慮についての方針や基本理念、事業者（代表者）の認識や見解を記載します。

主要な事業内容、対象とする事業年度等

事業活動に係る環境配慮の計画

環境配慮についての具体的な目標や行動計画を記載を記載します。

事業活動に係る環境配慮の取組の体制等

目標達成のために実施した取組の体制や運営方法を記載します。

事業活動に係る環境配慮の取組の状況等

目標達成のために実施した取組の状況や環境負荷の状況（数値を含む）を記載します。

製品等に係る環境配慮の情報

環境への負荷の低減に資する製品等の情報を記載します。

その他

環境関連法規制への対応、利用者等との意見交換等の概要を記載します。

（参考）環境と経済の好循環の実現に向けた事業者による環境配慮のための手法

環境報告書

事業活動に伴う環境配慮等の状況をとりとめて、一般に公表する報告書

環境会計

環境配慮の取組に係るコストとその効果を定量的に把握する仕組み

環境ラベリング

製品やサービス等の環境情報を提供するためのラベル

環境マネジメントシステム

環境配慮の取組を進めるための内部体制や手続き等



ライフサイクル・アセスメント

製品等の原材料採取から廃棄までを通じて環境に与える影響を総合評価する手法

環境パフォーマンス評価

環境負荷やそれに係る対策の成果の評価

中小事業者向けの支援ツール

中小事業者向けの環境配慮のプログラム（エコアクション21など）

環境適合設計（DfE）

製品の長寿命化など、より環境負荷の少ない製品等の設計